和泉市手数料条例の一部改正について(概要)

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る新たな手数料の額を規定するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、住宅部分の 省エネ性能評価方法として、誘導仕様基準による方法が新たに定められたことか ら、同方法による低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計 画の認定等に係る手数料の額を規定する。

なお、改正内容については、大阪府内の所管行政庁で協議を行った上で定めようとするものであり、大阪府をはじめ、大阪府内の所管行政庁が同様の手数料とする予定である。

【別表第2の7、別表第2の11、別表2の16及び別表第2の17】

(2) その他文言の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

和泉市建築基準法施行条例の一部改正について(概要)

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、エネルギー消費性能の向上等を図る建築物に対する形態制限の緩和許可等に係る手数料の額を規定する必要がある。

2 主な改正の内容

建築基準法の一部改正に伴い新設される認定又は許可制度に対し、以下のとおり手数料を規定する。なお、改正内容については、大阪府内の特定行政庁で協議を行った上で定めようとするものであり、大阪府をはじめ、大阪府内の全特定行政庁が同様の手数料とする予定である。

- (1) **法第52条第6項第3号の規定による認定**(住宅又は老人ホーム等に設ける給 湯設備の機械室等についての容積率緩和)
 - : 27,000円(他の類似の認定手数料と同額)
- (2) **法第55条第3項の規定による許可**(再生可能エネルギー設備の設置等に係る 建築物に対する第1種低層住居専用地域等内における高さ限度の緩和)
 - :160,000円(審査会あり、他の高さ制限の許可手数料と同額)
- (3) **法第58条第2項の規定による許可**(再生可能エネルギー設備の設置等に係る 建築物に対する高度地区内における高さ限度の緩和)
 - :160,000円(審査会あり、他の高さ制限の許可手数料と同額)
- 3 既存の手数料を適用する新設される許可制度(条例改正不要)
- (1) **法第52条第14項第3号の規定を適用する同項の許可**(省エネルギーのための改修工事等に係る建築物に対する容積率緩和): 160,000円
- (2) **法第53条第5項第4号の規定を適用する同項の許可**(省エネルギーのための 改修工事等に係る建築物に対する建ペい率緩和): 60,000円

4 施行期日

和泉市国民健康保険条例の一部改正について(概要)

市民生活部保険年金室

1 主な改正の理由

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げられるべき」とされた。これに基づき、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)等の一部が改正されることに伴い、和泉市国民健康保険条例の改正を行う。

なお、大阪府内の市町村の出産育児一時金については、大阪府国民健康保険運営 方針に、平成30年4月1日から、健康保険法施行令の基準額を府内統一基準とす ることが定められている。

2 主な改正の内容

出産育児一時金の支給額を「408,000円」から「488,000円」に改める。また、産科医療保障制度の加算対象となる出産に係る一時金の支給額は、「420,000円」から「500,000円」に改める。

【参考】

	改正前	改正後
	(令和5年3月31日まで)	(令和5年4月1日以降)
出産育児一時金の金額	408,000 円	488,000 円
産科医療補償制度の掛金	12,000 円	12,000 円
支給総額	420,000 円	500,000 円

【参考2】産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析とその情報提供をすることなどにより、紛争の防止とその早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的に、平成21年1月から創設、運用が開始された制度

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。なお、施行日前に出産した場合の出産一時金の 支給額については、改正前の金額を適用する。

和泉市手数料条例の一部改正について(概要)

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

宅地造成等規制法の一部を改正する法律により、宅地造成等規制法が、法律名を 含め改正される。

和泉市手数料条例で規定される許可申請の条文も改正となるが、宅地造成等規制 法の一部を改正する法律附則第2条により経過措置が設けられており、当該法律の 施行日から2年を経過する日、または、同法による宅地造成等規制区域を公示する 日の前日までの間は、なお従前の例によるとされていることから、経過措置期間に おいて、改正前の宅地造成等規制法の規定を参照するように改正を行う。

そのほか、租税特別措置法において項ずれが発生しているため、これに対応する。

3 施行期日

令和5年5月26日

(宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日と同日)

和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例制定について(概要)

都市デザイン部建築住宅室

1 制定の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)による規制が及ばない空き長屋等において、当該空き長屋等の適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、当該法による規制が及ぶものの適切な維持管理がなされていない空家等に関して、緊急安全措置に係る事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図る必要がある。

2 主な内容

○背景

平成27年5月に空家法が施行され、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空家等については、「特定空家等」として認定されることにより、助言・指導、勧告、命令できることに加えて、所有者等が当該命令を履行しない場合等は行政代執行が可能となった。

しかし、空家法は建築物単位で適用されるため、長屋や共同住宅等は全住戸が空き住戸でなければ空家法の適用範囲外となり、空家法に基づく所有者調査や指導ができない。

本市には一部空き住戸で老朽化した長屋が存在し、これらの改善対策は喫緊の課題であるが、空家法に該当しない建築物に対応する必要がある場合には、条例化等により対応することが有効と国より示されていることもあり条例を制定することとした。

○基本理念

本市には老朽化が著しい空き長屋等が多く存在し、防災等の面から地域の住環境に悪影響を及ぼしているが、空家法に規定されている空家等に該当しないため、空家法に基づく所有者調査や指導等が実施できない状態である。

このことから、本条例により市が助言・指導、勧告、命令、行政代執行まで行う ことができるよう空家法と同等の規定を整備することで、市民の生命、身体及び財 産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とする。

○市の責務

市は、老朽化した空き長屋等の適切な管理を促進するために必要な措置を講ずることとする。

○所有者等の責務

空き長屋等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き長屋 等の適切な管理に努めるものとする。

○特定空き長屋等に対する措置

市は、助言・指導に従わない所有者等には必要な措置を講ずるよう勧告し、命令できるものとする。命令に従わない場合、行政代執行をすることができるものとする。

○緊急安全措置

市は、危険が切迫しその被害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、特定空家等及び特定空き長屋等に対して、被害の防止のために必要最小限の措置を講ずることができるものとする。

3 施行期日

令和5年6月1日

(仮称)和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例(案)のパブリックコメント 募集結果概要

1 意見等募集期間:令和4年10月3日(月)~令和4年10月28日(金)

2 意見等提出者数:個人 1名、団体 0団体

3 意見等提出件数: 4件

4 ご意見・ご提案の概要及び市の考え方(類似の意見があった場合は類似する意見を集約しております。)

	こぶ元。こ近未の似女人の中の行えり「独体のぶ元がのうに物口は規模するぶ元を未削してのうよう。)						
No.	頁	章 (条)	節(項)	タイトル	ご意見・ご提案の概要	市の考え方	
1	1	1			適切な維持管理がなされていない空家等に関	本条例案の第10条(緊急安全措置)に定めてお	
					して維持管理に必要な事項を定めることと	ります。	
					は、規則で定めるのか、又は、職員の主観で		
					判断されるのでしょうか。		
		0	0.77.0		#****		
2	ı	2	2及び3		特定空き長屋の定義で、共同住宅(全ての住戸	建築物の一部のみが使用されていない場合には空	
					において居住その他の使用がなされていない	家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家	
					ことが常態であるものを除く。)と記載されて	法」という。) 第2条に定められた空家等には該当	
					いるのに、後文で居住その他の使用がなされ	しないことから、本項にて新たに定義するもので	
					ていないことが常態である住戸…と、記載さ	す。	
					れていますが不整合ではないでしょうか。	なお、「全ての住戸」において居住その他の使用が	
						なされていないことが常態である建築物について	
						は空家法に定められています。	
3	1	4			特定空き長屋等の所有者、又は、管理者は理	含まれません。なお、空家等の所有者等の責務は	
					解できますが、空家等の所有者、又は、管理	空家法第3条に定められています。	
					者も含まれるのでしょうか。		

4	3	10	1	最小限度の措置を講ずることができる。とは	基本的には危険を除去するものではなく切迫した
				どの程度の限度を指すのでしょうか。規則に	状態を回避する応急的な措置にとどめます。
				うたうのでしょうか。	物件によって状況が多岐にわたるため一律に明文
					化することは考えておりません。

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理について(概要)

福祉部障がい福祉課 子育て健康部子育て支援室

1 主な改正の理由

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者のうち、その保護を停止されている者が重度障がい者医療、ひとり親家庭医療及びこども医療における助成対象となることから、以下の3つの関係条例について、所要の規定の整備を行う必要がある。

- ①和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例
- ②和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例
- ③和泉市こどもの医療費の助成に関する条例

2 主な改正の内容

それぞれの条例において、「生活保護法による被保護者」が医療費助成の対象外とされているが、当該対象外の者から「その保護を停止されている者」を除く規定を加えることで、生活保護停止中の者を医療費助成の対象とする。

3 施行期日

和泉市こども・子育て会議条例の一部改正について(概要)

子育て健康部子育て支援室

1 主な改正の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い発生する条ずれの整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

子ども・子育て支援法におけるこども・子育て会議の根拠条文が、第77条から第72条に条ずれしたため、条例第1条(設置)及び第2条(担任事務)において、当該条ずれの整備を行う。

3 施行期日

和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について(概要)

教育・こども部こども未来室

1 主な改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令 第63号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 安全計画の策定等【第6条の2】

放課後児童健全育成事業において、安全計画を策定し必要な措置を講じるとともに、職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施、保護者への周知、定期的な安全計画の見直しを義務付ける規定を加える。

(2) 自動車を運行する場合の児童の所在確認【第6条の3】

事業所外での活動、取組等のための移動等に自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等により所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認することを義務付ける規定を加える。

(3)業務継続計画の策定等【第12条の2】

感染症や非常災害の発生時に利用者に対する支援の提供を継続的に実施する 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるとともに、職員への周知と研修及び 訓練の定期的な実施、定期的な業務改善計画の見直しを努力義務とする規定を加 える。

(4) 感染症及び食中毒に関する措置の明確化【第13条】

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置として、職員に対して研修並びに訓練を定期的に実施することを努力義務とするよう規定を改める。

3 施行期日

令和5年4月1日

(経過措置)

令和6年3月31日までの間、安全計画の策定等に関する規定について、努力 義務とする

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(概要)

教育・こども部こども未来室

1 主な改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 安全計画の策定等【第7条の2】

家庭的保育事業所等において、安全計画を策定し必要な措置を講じるとともに、 職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施、保護者への周知、定期的な安全計 画の見直しを義務付ける規定を加える。

(2) 自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認【第7条の3】

乳幼児の送迎用バス等への乗降車の際に点呼等の方法により乳幼児の所在確認を行うこと及び当該バス等にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前述の所在確認をすることを義務付ける規定を加える。

- (3) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和【第10条】 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、併設する他の社会 福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるよう規定を改める。
- (4) 懲戒権に係る規定の削除【第13条】

民法改正により、親権を行う者の懲戒権の規定が削除された。このことに伴い、 児童福祉法においても懲戒に関する規定が改正されたことから、条例において懲 戒に係る権限の濫用禁止を規定する必要がなくなったことから、規定を削除とす る。

(5) 感染症及び食中毒に関する措置の明確化【第14条第2項】 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置として、職員に対して研 修及び訓練を定期的に実施することを努力義務とするよう規定を改める。

3 施行期日

令和5年4月1日((4)については、公布の日から。)

(経過措置)

送迎用バス等にブザー等を設置することが困難である場合は、令和6年3月3 1日までの間、ブザー等の設置をしないことができる。この場合、それ以外の方 法で、乳幼児の所在確認を行わなければならない。

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について(概要)

教育・こども部こども未来室

1 主な改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正に伴い発生する条項ずれの整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

- (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除とする。【第26条】 民法改正により、親権を行う者の懲戒権の規定が削除された。このことに伴い、 児童福祉法においても懲戒に関する規定が改正されたことから、条例において懲 戒に係る権限の濫用禁止を規定する必要がなくなった。
- (2) 学校教育法第25条を第25条第1項とする。【第15条】 学校教育法第25条に、第2項及び第3項が加えられ、3項だての条文となったことから、第1項まで記載する必要がある。
- (3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第●号を第19条第●号とする。【その 他】

子ども・子育て支援法第19条第2項が削られ、1項のみの条文となったことから、項の記載を削る必要がある。

3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2)、(3) 令和5年4月1日

和泉市美術館条例の一部改正について(概要)

生涯学習部久保惣記念美術館

1 主な改正の理由

博物館法(昭和26年法律第285号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を 行う必要がある。

2 主な改正の内容

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)により、公立博物館の設置について、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定める規定が削除となるため、第1条における「、和泉市は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき」を削除するもの。

3 施行期日